

図書館利用に障害のある人々へのサービス

埼玉県立久喜図書館 佐藤聖一

- 1 障害者サービスとは何か
 - (1) 障害者サービスへの誤った認識
 - ①視覚障害者サービスではない
 - ②障害者を対象とした、「特別な」「対象別」サービスではない
 - ③恩恵的、福祉的サービスではない
 - (2) 誰もが高齢者になる、障害者になるかもしれない→他人のことではない
 - (3) ノーマライゼーション社会の実現とバリアフリー・ユニバーサルデザイン
 - (4) 障害者サービスの定義と目的
定義「図書館利用に障害のある人々へのサービス」
目的「すべての人にすべての図書館サービス・資料を提供すること」
 - (5) 定義と目的から分かること
 - ①誰もが使える図書館にするのは誰が行うのか
 - ②図書館のすべてのサービスの基礎
 - ③障害は障害者にあるのではなく、図書館のサービスにこそある
 - (6) 図書館全体で障害者に対応する
 - ①すべての窓口における障害者対応
 - ②担当職員の責務
- 2 障害者サービスの対象「図書館利用に障害のある人」
 - (1) 図書館利用の障害
 - ①物理的障害
 - ②資料利用の障害
 - ③コミュニケーションの障害
 - (2) 具体的障害
 - ①身体障害者（肢体・聴覚・視覚・内部・重複等）
 - ②精神障害者
 - ③知的障害者
 - ④発達障害者→学習障害者→ディスレクシア等
 - ⑤高齢で利用に障害のある人
 - ⑥入院患者、いわゆる寝たきり状態の人
 - ⑦施設入所者
 - ⑧受刑者等矯正施設入所者

- ⑨妊産婦、病気やけが等による一時的な障害状態
- ⑩在日外国人、日本国籍はあるが日本以外の文化的背景を基礎にしている人

(3) 障害者は情報障害者

- ①そもそも障害者が使える形の情報が販売されていない
- ②情報機器が使えない、使いにくい→アクセシビリティの問題
- ③資料や情報機器が購入できない→経済的な問題

3 障害者サービスの手法

(1) 資料を何らかの方法で利用者の手元にとどけるもの

「郵送貸出」「宅配サービス」「施設入所者へのサービス」「入院患者へのサービス」「矯正施設入所者へのサービス」「電子書籍の配信サービス」等

(2) 資料を利用者の使える形に変換して提供するもの

「対面朗読」「拡大文字資料」「点字資料」「録音資料（テープ）」「DAISY（デイジー）資料」「リライト・LLブック」「布の絵本、触る絵本」「ピクトグラム」「字幕・手話入り映像資料」等

(3) 図書館の利用を支援するもの

- ①施設節日の整備
- ②開催する催し物への障害者対応
- ③コミュニケーションの確保（点字・手話・外国語等のできる職員の配置
- ④障害者・高齢者に配慮した、ウェブページ、利用者 OPAC、コンピュータ
- ⑤読書支援機器の設置（拡大読書器、音声パソコン、音声読書機、磁気誘導ループ等

4 障害者サービス用資料

(1) 資料の種類

- ①点字（図書、雑誌、絵本）
- ②録音（カセットテープ→音声 DAISY）
- ③DAISY（マルチメディア DAISY、テキスト DAISY）
- ④大活字本、拡大写本
- ⑤リライト、LLブック
- ⑥布の絵本、触る絵本
- ⑦ピクトグラム
- ⑧字幕手話入り映像資料、副音声つき映像資料

(2) 資料の入手方法

- ①購入
- ②相互貸借による入手
- ③自館製作

(3) 図書館が資料を製作するのはなぜか

5 障害者サービスの歴史（別紙年表）

(1) 障害者サービスの始まり（戦前の障害者サービス）

- ①東京市本郷図書館の点字文庫（対象 5、1916 年）→全国に拡大
- ②全国各地に、視覚障害者団体・盲学校が運営する点字文庫・盲人用閲覧室
- ③昭和 24 年の点字図書館法制化→サービスの撤退

(2) 新たな視点による障害者サービスの始まり（都立日比谷図書館の対面朗読、録音資料の製作・貸出） 昭和 44、1969 年)

- ①視覚障害者→図書館に期待、図書館→障害者を改めて認識
- ②視覚障害者読書権保障協議会による読書権アピール「視読協アピール」 昭和 46・1971 年

(3) 視覚障害者サービスの発展

- ①国際障害者年（1981）と、その後の障害者の 10 年
- ②点字図書館との連携の強化
- ③障害者用資料の進化（オープンリール→カセットテープ→DAISY）製作数の増大

(4) 利用対象者の拡大

- ①視覚障害者→視覚障害者等（活字による読書の困難な人）→図書館利用に障害のある人
- ②IFLA 東京大会（1986） 部会による利用対象者の拡大提案
- ③DAISY 等、さまざまな障害者が使える資料の登場
- ④2009 年 6 月の著作権法改正（後述）
- ⑤障害者の権利条約、差別解消法による障害者への合理的配慮の義務化（後述）
- ⑥電子書籍の可能性（後述）

6 各サービスの実施方法

(1) 障害者サービスの方法、相互協力とネットワーク

(2) 対面朗読（対面音訳、対面読書）

- ①対面朗読とは
 - ・「閲覧」をすべての人に保障するもの
 - ・図書館が主体となる対面朗読
 - ・予約制と常駐制
- ②利用対象者
- ③誰が音訳するのか（職員か図書館協力者・音訳者か）
- ④対面朗読で扱う資料

(3) 録音資料・点字資料・デイジー資料・CDの郵送貸出

- ①郵送貸出の方法
- ②全国的な相互貸借システムと総合目録の活用
 - 「国立国会図書館サーチ」
 - 「サピエ図書館」（全国視覚障害者情報提供施設協会が運営、点字図書館のデータが中心）

(4) 資料（録音・点字図書等）製作

(5) 郵送貸出（一般図書資料）

- ①心身障害者用ゆうメールの活用
- ②宅配業者の利用

(6) 宅配サービス

(7) 施設入所者、入院患者へのサービス

- ①さまざまなサービス形態
- ②施設の実情に合わせて行う

(8) 受刑者等矯正施設入所者へのサービス

(9) 多文化サービス

(10) 高齢で利用に障害のある人へのサービス

- ①拡大文字資料、拡大読書機
- ②従来からある障害者サービス（対面朗読、宅配サービス、郵送貸出、録音資料の利用）
- ③高齢者のための資料コーナー、催し物

「障害者サービス 今後の展望」

7 障害者サービスと著作権法（詳しくは JLA 図書館実践シリーズ 26「障害者サービスと著作権法」を参照）

(1) 関連条文

- ①第30条「個人使用の複製」
- ②第31条「図書館における複製」
- ③第37条「点字による複製」
- ④第37条第3項「視覚障害者等のための複製等」
- ⑤第37条の2「聴覚障害者等のための複製等」

(2) 2009年6月の著作権法改正（第37条第3項など）

「障害者サービス著作権ガイドライン」と合わせて運用する（日図協ウェブページで公開）
「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」

- ①製作できる資料を例示
- ②利用できる人を例示、登録のための具体的方法を提示
- ③同じものが販売されている場合の取り扱いを提示

(3) 図書館が行えるようになったこと

- ①利用対象者の大幅拡大「視覚による表現の認識に障害のある人」→目による読書が困難な人（視覚障害・高齢等で目が不自由な人、発達障害等で内容が分からない人、物理的に本が利用できない人等）
- ②さまざまな障害者用資料の製作が自由にできる
- ③資料の貸出、インターネット配信、譲渡ができる。
- ④製作施設相互に、資料の複製、ダウンロードしたもののコピーができる。

(4) WIPO 障害者のための著作権条約「マラケシュ条約」をテコにした法改正の動き

8 DAISY、電子書籍の可能性

(1) マルチメディア DAISY、テキスト DAISY

- ①さまざまな障害者が利用できる
- ②きちんとした製作体制がない→国立国会図書館の役割では

(2) DAISY の製作・再生環境の整備

- ①スマートフォンやタブレット端末用再生アプリ→視覚障害以外の利用者への普及
- ②マルチメディア DAISY 製作ソフトの発売（12月予定）
- ③「みんなで DAISY プロジェクト」

(3) 障害者用資料データの収集と配信サービス

- ①「国立国会図書館サーチ」と「サピエ図書館」
- ②図書館だけではなく、障害者が個人で利用できる

(4) 電子書籍の可能性

- ①アクセシブルな電子書籍のデータ形式
- ②アクセシブルな再生ソフト
- ③自宅での利用が可能
- ④DAISY4 と EPUB3 の統一

9 障害者の権利条約

(1) 権利条約の考え方

- ①障害者が情報にアクセスする権利
- ②合理的配慮 「差別とは合理的配慮をしないこと」

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ①権利条約を受けて多くの国内法を修正
- ②2016年4月から公的機関に障害者への合理的配慮を義務化、民間企業には努力義務化
- ③図書館における障害者への合理的配慮とは

10 障害者への情報提供はどこが行うものなのか

(1) 基本、情報を出しているところが障害者への情報保障を行う

- ①例、市役所の文書は市役所が、民間企業からの通知はその企業が、個人運営のサイトはサイト製作者が
- ②出版社→アクセシブルな電子書籍の発行、最低でもテキストデータの提供
- ③図書館→すべての人に図書館を利用してもらえるようにする

(2) アクセシブルな電子書籍やサイト・サービスがあってもそれを利用できない障害者がいる

- ①福祉サービス
- ②ボランティア

(3) 図書館はすべての障害者の情報提供総合窓口

- ①図書館は障害者・高齢者を含むすべての利用者の登録ができる（障害者サービスを実施していれば）
- ②全国3200以上の図書館が窓口
- ③図書館を基点に全国の学校・図書館等と繋がる→そこに障害を持つ利用者がいる
- ④対面朗読、郵送貸出、宅配サービス、施設入所者へのサービス等、多彩なサービス手法を持っている

●障害者サービスを学ぶための参考資料 図書館の障害者サービスに関する参考資料

- 1 J L A図書館実践シリーズ 26「障害者サービスと著作権法」 日図協障害者サービス委員会・著作権委員会協編（2014年9月）
- 2 図書館員選書12「障害者サービス補訂版」 日図協障害者サービス委員会編（2003年9月）
→内容が古く改定が求められている。
（今年度、「一から分かる図書館の障害者サービス（仮題）」を佐藤が学文社から発行する予定。一応参考に。）
- 3 見えない・見えにくい人も「読める」図書館 公共図書館で働く視覚障害職員の会（なごや会）編 読書工房（2009年11月）
- 4 「本と人をつなぐ図書館員 障害のある人、赤ちゃんから高齢者まで」 山内薫著 読書工房（2008年1月）
- 5 「J L A図書館実践シリーズ2「多文化サービス入門」 日図協多文化サービス研究委員会編（2004年10月）
- 6 IFLAの障害者サービス関連指針（ガイドライン）

●障害者サービス年表（公共図書館を中心に）

- 1880年 宣教医フォールズによる凸時図書の製作と提供
- 1915年 東京市本郷図書館に点字文庫開設
- 1919年 新潟県立図書館に盲人用点字閲覧室設置、その後各地の図書館に拡大
- 1922年 日本初の週刊点字新聞「点字大阪毎日」刊行。現在の「点字毎日」
- 1933年 第27回図書館大会で公共図書館における点字図書の一層の取り組みが決議
- 1935年 東京盲学校図書館、児童生徒以外の地域の視覚障害者にも開放
- 1940年 「日本盲人図書館（現日本点字図書館）」設立
- 1949年 身体障害者福祉法で点字図書館が位置づけられる
- 1961年 盲人用録音物の郵送が無料化される
- 1969年 都立日比谷図書館で対面朗読、録音資料の製作貸出開始
- 1970年 著作権法公布 第37条（点字による複製等）が規定される
- 1971年 全国図書館大会で視覚障害者読書権保障協議会（視読協）によるアピール
- 1974年 点字図書館と公共図書館の連携による近畿点字図書館研究協議会が発足
- 1974年 全国図書館大会東京大会で身体障害者への図書館サービス部会が設置される（以後毎年開催）
- 1975年 新聞報道で、日本文芸著作権保護同盟より公共図書館の録音サービスが著作権法侵害と指摘される（著作権法問題が表面化）
- 1975年 国会図書館、学術文献録音図書サービス開始
- 1976年 郵政省、図書館に身体障害者用書籍小包制度を開始（現在は、心身障害者用ゆうメール）
- 1978年 日本図書館協会、障害者サービス委員会設置
- 1978年 社会福祉法人埼玉福祉会による大活字本の刊行開始
- 1981年 「国際障害者年」
- 1981年 全国点字図書館長会議、公共図書館との「点字・録音・拡大資料の相互貸借に関する申し合せ」決議
- 1982年 聴力障害者情報文化センター（東京）、字幕・手話付きビデオの貸出開始
- 1982年 国会図書館「点字図書・録音図書全国総合目録」創刊
- 1984年 日本図書館協会聴覚障害者のためのサービスを考えるワーキンググループ設置
- 1986年 東京でIFLA世界大会開催
- 1980年代後半 パソコン点訳が広がる
- 1988年 点訳オンラインデータベース「てんやく広場」開始（1998年に「ないぶネット」に変更）
- 1989年 「公共図書館で働く視覚障害職員の会（なごや会）」発足
- 1989年 聴覚障害者用小包郵便物制度を開始
- 1992年 障害者用資料の無許諾での製作を目指して、EYEマーク・音声訳推進協議会設立
- 1995年 シナノケンシがデジタル録音図書再生機の試作第1号機を開発 スウェーデンとの国際共同開発に発展
- 1995年 全国図書館大会（新潟）で「患者への図書館サービスの推進拡充を求めるアピール」採択
- 1996年 日本図書館協会、図書館員選書「障害者サービス」刊行
- 1997年 デジタル図書（DAISY）が国際標準規格となる
- 2001年 文部科学省、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準に障害者サービスを初めて明記
- 2003年 国会図書館、「点字図書・録音図書全国総合目録検索」ネットで公開

- 2003年 文化庁、障害者のための著作物の自由利用マークを発表
- 2004年 日本図書館協会と日本文藝家協会による「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」「障害者用音訳資料利用ガイドライン」発表
- 2004年 びぶりおネットによる録音図書ネットワーク配信サービスの開始
- 2005年 日本図書館協会、「公共図書館の資料の変換にかかわる図書館協力者導入のためのガイドライン」発表
- 2006年 障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）→2007年9月条約に署名
- 2008年 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」
- 2009年 著作権法（第37条第3項等）の大幅改正、施行は2010年1月
- 2011年 録音資料製作に関する全国基準発表
- 2012年 文科省、図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改定で障害者サービスの内容が誤った表記に
- 2013年 WIPO、視覚障害者_読字障害者に関する著作物へのアクセスを改善するための条約（マラケシュ条約）採択
- 2013年 障害者の権利に関する条約批准
- 2014年 国立国会図書館、視覚障害者等用データの収集及び送信サービス開始